

事務連絡
令和5年3月15日

会員各位

一般社団法人群馬県トラック協会

点呼支援機器等導入促進助成事業の実施について(通知)

公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）では、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）の導入に対して、助成事業を実施いたします。

一般社団法人群馬県トラック協会（以下「県ト協」という。）では、全ト協が行う点呼支援機器等の助成申請の取次を、昨年度に引き続き実施いたしますので、通知します。

本助成金の交付を受けようとする会員事業者は、次により所定の申請をして下さい。

記

1 助成対象者

- (1) 県ト協の定款に定める会員（以下「会員」という。）
- (2) 会費の滞納がない者
- (3) 中小事業者

※中小事業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2 助成対象機器

助成の対象とする機器は、全ト協が定める点呼支援機器及び周辺機器とする。

導入費用には、機器本体費用及びシステム購入費の他、部品や付属品、セットアップ等の費用を含むものとし、消費税は導入費用には含まない。

3 助成交付額

1事業者あたり1台とし、対象となる点呼支援機器等の導入費用(契約期

間中のサービス利用料を含む) 上限10万円

なお、国および地方自治体から補助金が交付された機器に対しては、助成金は交付しない。

4 助成期間

令和5年4月1日(土)から令和6年2月2日(金)の間に、対象機器を買取にて導入し、かつ代金の支払いが終了すること。

但し、期間内であっても予算が終了した場合は打ち切ることがある。

5 申請手続き

助成を受けようとする会員は、令和6年2月9日(金)までに様式第1「点呼支援機器等導入促進助成事業助成申請書」により申請するものとする。

6 その他

本件に関する問合せは、一般社団法人群馬県トラック協会(Tel 027 - 261 - 0244 担当:業務部) へご連絡下さい。

以上

(参 考)

点呼支援機器導入促進助成事業に係る助成対象機器

令和5年4月1日現在

- 1 (株)ナブアシスト 点呼+(プラス) ロボット版
- 2 (株)NPシステム開発 AI点呼システム
(TNK-NASYS/TNK-DASYS)